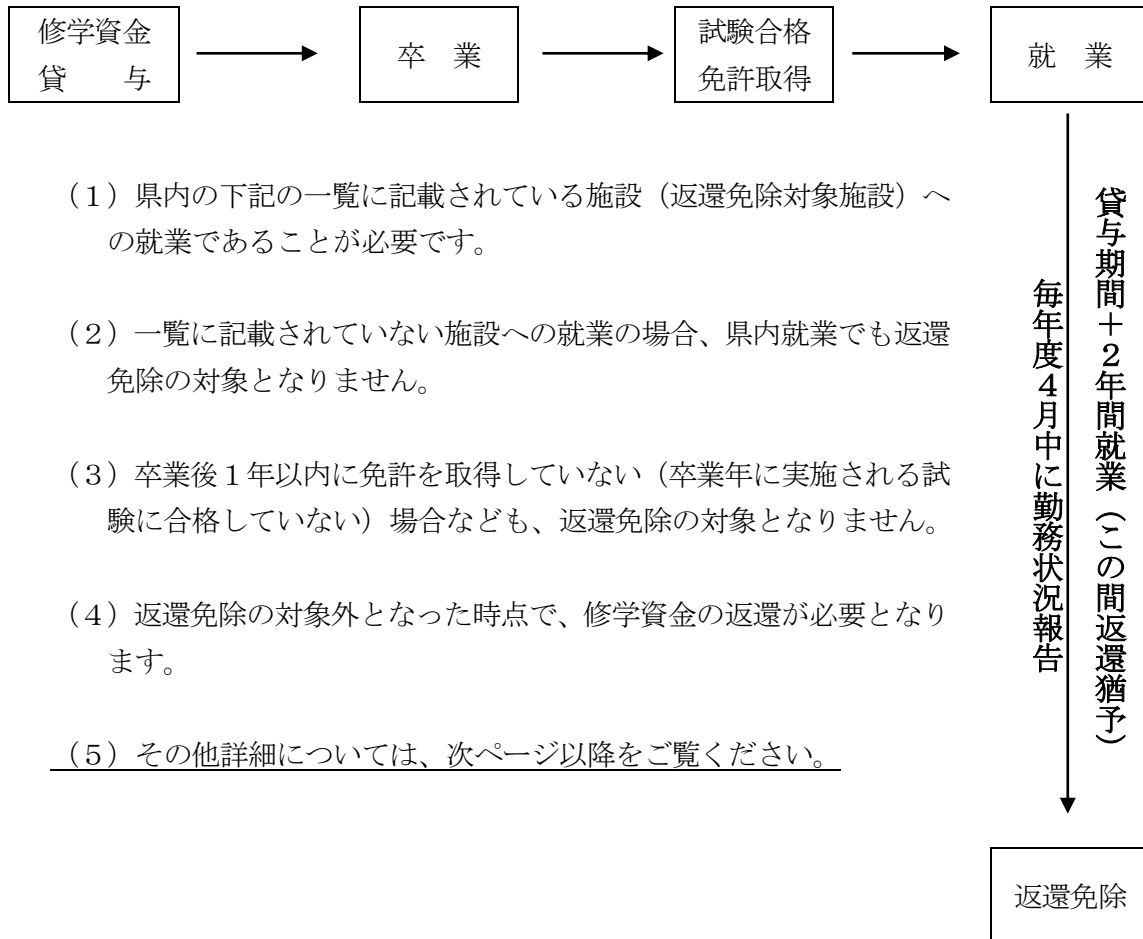


## 修学資金貸与の概要

県内における看護職員の充実を図るため、助産師学校養成所に在学（就業義務を課す他の貸付金等を受けている方または受けようとする方を除く）し、卒業後に県内で、下記の一覧の1～3の施設において、助産師の業務に従事しようとする方に対して修学資金が貸与されます。



### 返還免除対象施設一覧

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院で分べんを取り扱う施設
- 2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所で分べんを取り扱う施設
- 3 医療法第2条に規定する助産所で分べんを取り扱う施設

◎ 県内の1～3に該当する施設を「指定機関等」といいます。